

標津町観光施設事業経営戦略

団 体 名 : 標 津 町

事 業 名 : 観 光 施 設 事 業

策 定 日 : 令 和 3 年 10 月

計 画 期 間 : 令 和 3 年 度 ~ 令 和 12 年 度

※複数の施設を有する事業にあつては、施設ごとの状況が分かるよう記載すること。

1. 事業概要

(1) 事業形態

法適（全部適用・一部適用） 非 適 の 区 分	非適用	事 業 開 始 年 度	昭 和 5 4 年 度
事 業 の 種 類	索 道	施 設 名	標津町営金山スキー場
職 員 数	人		
事 業 の 内 容	冬期のみスキー場を営業		
民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託	管理運営業務を委託	
	イ 指定管理者制度		
	ウ PPP・PFI		
法適（全部適用・一部適用） 非 適 の 区 分	非適用	事 業 開 始 年 度	昭 和 5 4 年 度
事 業 の 種 類	その他観光施設	施 設 名	せせらぎの宿
職 員 数	人		
事 業 の 内 容	スキー場利用者の利便性を図るため、休憩所を提供		
民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託	管理業務を委託	
	イ 指定管理者制度		
	ウ PPP・PFI		

(2) 料金形態

料金の概要・考え方	<p>●標津町スキー場設置条例に基づき料金を設定 (1) リフト使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>大人</th> <th>小人</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回券</td> <td>140円</td> <td>80円</td> <td>有効期限は、発売日からクローズまで</td> </tr> <tr> <td>回数券(11回券)</td> <td>1,490円</td> <td>910円</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>回数券(15回券)</td> <td>1,910円</td> <td>1,170円</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>一日券</td> <td>2,310円</td> <td>1,490円</td> <td>発売当日限り</td> </tr> <tr> <td>シーズン券</td> <td>23,050円</td> <td>11,520円</td> <td>有効期限は、発売日からクローズまで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※大人は高校生以上、小人は中学生以下とする。</p>		区分	大人	小人	備考	1回券	140円	80円	有効期限は、発売日からクローズまで	回数券(11回券)	1,490円	910円	同上	回数券(15回券)	1,910円	1,170円	同上	一日券	2,310円	1,490円	発売当日限り	シーズン券	23,050円	11,520円	有効期限は、発売日からクローズまで
	区分	大人	小人	備考																						
1回券	140円	80円	有効期限は、発売日からクローズまで																							
回数券(11回券)	1,490円	910円	同上																							
回数券(15回券)	1,910円	1,170円	同上																							
一日券	2,310円	1,490円	発売当日限り																							
シーズン券	23,050円	11,520円	有効期限は、発売日からクローズまで																							
<p>●標津町地域休養施設設置条例に基づき料金を設定 (1) 基本使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人(12才以上)</td> <td>350円</td> <td rowspan="4">10月1日から5月31日まで、暖房料として別に定める額を使用料に加算する。</td> </tr> <tr> <td>小人(6才以上12才未満)</td> <td>220円</td> </tr> <tr> <td>幼児(6才未満)</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td>老人(65才以上)</td> <td>220円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	使用料	備考	大人(12才以上)	350円	10月1日から5月31日まで、暖房料として別に定める額を使用料に加算する。	小人(6才以上12才未満)	220円	幼児(6才未満)	110円	老人(65才以上)	220円													
区分	使用料	備考																								
大人(12才以上)	350円	10月1日から5月31日まで、暖房料として別に定める額を使用料に加算する。																								
小人(6才以上12才未満)	220円																									
幼児(6才未満)	110円																									
老人(65才以上)	220円																									
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平成11年12月22日																									

(3) 現在の経営状況

年間利用状況 ※単位を明記すること ※過去3年度分を記載	H30	33,945人	R1	16,275人	R2	31,120人
経費回収率 ※過去3年度分を記載	H30	24.5%	R1	18.4%	R2	28.4%
他会計補助金比率 ※過去3年度分を記載	H30	75.5%	R1	81.6%	R2	71.6%
<p>町営金山スキー場は、町民の冬期レクリエーションの場として健康増進と観光振興を目的として設置された施設で、根室内唯一のスキー場として、町内利用者はもとより近隣市町からも利用されている。 年間利用状況は、平成5年の127,709人をピークに減少している状況である。また、レジャーの多様化によるスキー・スノーボード人口の減少、近年の降雪不足による予定営業日数が確保できない年が続いている。 スキー場運営による利益を上げることは難しく、営業費用を使用料で賄えない状況であり、令和元年度より2本あるリフトの1本(第2リフト)を休止し、経費等を抑えた経営に努めている。</p>						

2. 将来の事業環境

(1) 利用者数の見通し

<p>下記の金山スキー場利用実績(過去10年分)から、異常な降雪不足となったR1を除くと営業日数平均が33日、1日当たりの利用者数が約1,160人となり、年間平均33日×約1,160人で約37,120人と見通す。 経費圧縮のため第2リフトの休止を行っているが、利用者の大きな影響は見られていない。今後、魅力あるゲレンデづくりによる利用者の獲得を目指していく。</p>

金山スキー場利用実績(過去10年分)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計	平均
利用人数	45,610	45,240	49,141	33,180	34,274	39,991	33,465	31,120	16,275	33,945	362,241	36,224
営業日数	36	35	36	24	32	37	28	36	25	34	323	32
1日当たりの利用者数	1,267	1,293	1,365	1,383	1,071	1,081	1,195	864	651	998	—	1,117

(2) 料金収入の見通し

大幅な増収を見込むことはできないが、降雪不足によるオープン的大幅な遅れがない限り、一定の収入が見込まれる。利用者の獲得を目指すことにより、施設利用料が増えると考えている。

金山スキー場使用料実績(過去10年分)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計	平均
使用料	3,172,650	3,290,980	3,353,680	2,048,780	2,391,090	2,816,260	2,337,650	2,073,580	1,398,270	2,561,870	25,444,810	2,544,481
営業日数	36	35	36	24	32	37	28	36	25	34	323	32
1日当たりの使用料	88,129	94,028	93,158	85,366	74,722	76,115	83,488	57,599	55,931	75,349	—	78,388

(3) 施設の見通し

施設の利用開始から40数年が経過しており、施設の老朽化への対応及び施設更新が必要となっているため、施設の整備計画に基づき計画的な施設整備を行っていく。

(4) 組織の見通し

スキー場運営に当たり、鉄道事業法及び同施行規則を遵守するため、安全管理規定に定める「安全統括管理者」「索道技術管理者」を適正に配置し、安全に運行するための十分な配慮を行っていく。また、スキー場運行及びゲレンデ管理を継続して民間業者へ委託することで、索道係員等の確保に努める。

3. 経営の基本方針

安全を優先したリフト運行に努め、施設の点検等を徹底することにより安全運行を実施し、施設の整備計画を基本としながら、直近の設備や予算状況を見ながら整備計画の見直しや変更を行い安全対策のための効率的な設備更新に努める。スキー場運行及びゲレンデ管理を民間事業者へ委託することによりサービス向上と経費の縮減を図っていくが、今後のスキー場の在り方についても検討していく。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	該当なし
-----	------

施設等については、将来的に大きな整備等は予定していないが、施設の整備計画に基づき、計画的な設備更新・整備を実施するとともに日常の維持、点検、修繕等の管理を徹底することで効率的な施設更新に努め、長寿命化を図りながら運営することとしている。また、将来においても直近の設備や予算の状況を見ながら整備計画の見直しや変更を行い、日常管理を徹底することで効率的な設備更新に努める。
また、これらの管理を徹底することで、サービス向上と維持管理経費と削減につながると考え、ひいては利用者のスキー場への安心感へとつながる。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	該当なし
-----	------

スキー場運営に係る財源については、「リフト使用料」が主なものとなるが、管理・運営経費の不足分関しては一般会計からの繰入金を充当している。
今後、財源となるリフト料金については、経営状況や利用者ニーズを把握し、サービス提供と施設の在り方を検討し、適正料金単価の検討を実施する。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

民間活用	利用者サービスの向上を図るため、運行及びゲレンデ整備について民間事業者を活用する。
投資の適正化	適切な維持管理を徹底し、単年に多大な投資とならないよう、整備計画に沿った整備更新を行い、負担の平準化に努める。
その他の取組	現在の状況を維持していくが、今後スキー場の在り方についても検討していく。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

料金	経営状況や利用者ニーズを把握し、サービス提供と施設の在り方を検討し、料金単価の適正化を検討する。
稼働率・利用者数	近年の異常気象による降雪不足により計画した営業日数が確保できない状況であるが、スキー・スノーボードの利用者が利用しやすいゲレンデ整備を実施し利用者の獲得を目指す。
繰入金	運営経費の縮減努力を進める中で、スキー場事業を維持するため一般会計からの繰入を行いながら運営する。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

委託料	今後も運行管理等を民間業者への委託として、効率的な経営に努める。
管理運営費	管理運営経費の縮減努力を進め、効率的な経営に努める。

5. 公営企業として実施する必要性など

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	本町に民間の類似施設がないため、住民の冬期屋外レクリエーション施設して、町民の健康増進及び冬期の観光振興としての役割が大きく、必要性は非常に高い。
公営企業として実施する必要性	本地域では、民間事業者による索道事業の展開が営利目的による経営は困難であると考えられる。また、本スキー場を維持することで冬期間の雇用の場として側面もあり、自治体として実施する必要性がある。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	現状に経営状況を維持することを前提としていくが、決算状況等を基にした進捗管理を行い、施設の整備計画と合わせて必要な見直しを行うことで、スキー場の在り方についても併せて検証していく。
---------------------	--

投資・財政計画【索道】 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	令和元年度 (決算)	令和2年度 (決算)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)												
積 立 金 (K)												
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)												
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)												
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)												
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (R)												
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	1,398	2,562	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 額 の 比 率 ((R)/(S)×100)												
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (T)												
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 規 事 業 の 規 模 (V)												
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)												

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	令和元年度 (決算)	令和2年度 (決算)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分												
収 益 的 収 支 分	6,181	6,458	7,261	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金	6,181	6,458	7,261	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
資 本 的 収 支 分	3,804	10,252	11,836	9,990	6,160	15,868	5,608	7,900	7,128	7,077	8,635	2,400
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金	3,804	10,252	11,836	9,990	6,160	15,868	5,608	7,900	7,128	7,077	8,635	2,400
合 計	9,985	16,710	19,097	17,190	13,360	23,068	12,808	15,100	14,328	14,277	15,835	9,600

